

令和 4 年 6 月 28 日現在

機関番号：31305

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12641

研究課題名（和文）戦間期国際法学における「難民」と「国民」

研究課題名（英文）Refugees and Nationals in Interwar International Law

研究代表者

加藤 雄大（KATO, YUTA）

東北医科薬科大学・教養教育センター・講師

研究者番号：70802221

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：近時の大規模な国境を越える人の移動を規律するためには、諸国家の協働が必要とされている。そのための諸条約があり、多くの国家はそれらを批准しているが、しかし、協働は実現していない。本研究の成果は、そもそも関連諸条約の意味内容が諸国家間に十分堅固に認識されていない可能性を疑い、それらの基本的要素をなす諸概念をめくり歴史上最も激しく議論が交わされた戦間期の国際法にその基礎を求めたものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、国境を越える人の移動が国際法によって規律される理由を構成する最も重要な一要素（「保護の欠如」）について、その導入にいたる歴史的な文脈を19世紀フランス市民法学との連関において明らかにした点にある。また、社会的意義としては、近時の大規模な国境を越える人の移動を規律する堅固な認識の基礎となる諸要素を、歴史的な文脈とともに実証的に明らかにしたことが挙げられる。

研究成果の概要（英文）：In order to regulate the recent large-scale cross-border movement of people, the cooperation of states must be required. There are treaties for this purpose, and many states have ratified them, but meaningful cooperation has not been realized. This research questioned the possibility that the meaning of the relevant treaties was not firmly recognized among the states, and sought its basis in the international law of the interwar period, when the basic concepts of these treaties were the most intensely debated in history.

研究分野：国際法学

キーワード：難民 国民 国際法 戦間期 国籍 成員資格 移民

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究を開始した当初、国境を越えて移動する人びとをめぐる法的な規律は、極めて深刻な課題であった。シリア情勢の混迷から生じた大規模な移動を直接の契機とし、国際連合は「移民と難民のためのニューヨーク宣言」(決議 71/1)を採択し、難民の地位に関する条約及び議定書を「国際難民保護体制の基礎」として確認しつつ、2つのグローバル・コンパクトの採択に向けた交渉を開始していた(それぞれ①「難民」(Refugees)と②「安全で秩序ある正規の移住」(Safe, Orderly and Regular Migration)に関する)。たしかに、その問題は国際社会の協力によらずとも解決できるほど小さくないという認識が共有され直してきていたが、しかし、シリアからの流出事態に対する対応に限っても十分な協力の体制を整えたと評価することは難しく、難民の主要目的地国を抱える欧州連合では、ヴィシエグラード諸国(チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア)と理事会との対立が顕在化するなど、実効的な取り組みが開始される見通しも極めて暗かった。

(2) より学術的な背景としては、そもそも「難民の地位に関する法とはどのような法か」という一般的構想の次元に対立が残っていたことがあった。一方の立場は、「迫害」と「保護の不在」の要素では「迫害」が中核であり、「保護の不在」は二次的な重要性をもつに留まると考えていたのに対し、もう一方の立場は、「保護の不在」が中核であると考えていた。しかし、そもそも争点となる「保護の不在」とはどのようなものなのか、正確な認識の一致があるわけでもなかった。

(3) また別の学術的な背景として、歴史学者らによって、戦間期に(上記のニューヨーク宣言にも言及される)「国際難民保護体制」の原型を構築した在仏ロシア人法学者に関する史料の批判が進められていたことがあった。それらの研究は事実の詳述に長所をもつ一方で、法的諸概念との共時的連関を明らかにするには及んでおらず、戦間期当時の議論が難民と無国籍者の異同を中心に論じられていた事実にも照らし、研究の間隙を感じさせた。

2. 研究の目的

本研究は、上記(1)の事実に背景において、「難民」問題の解決に向けて協力を開始する用意ができていない理由として、そもそも「難民」をめぐる、何が「問題」であり、何が「解決」であるのか、国際社会の認識が一致していない可能性に注目した。いいかえれば、本研究の目的とは、「難民」をめぐる、何が「問題」であり、何が「解決」であるのかを明らかにする作業を通して、国際社会の協力を可能にする頑健な認識の形成に寄与することにある。

3. 研究の方法

以上の目的に向かい、本研究は、上記(2)および(3)の学術的背景において、①「難民」概念と「国民」概念との連関に着目し、②戦間期の理論と実行に沈潜して検討を加えることとした。

(1) まず、二概念の連関に着目した理由は、次のようである。すなわち、「国際難民保護体制の基礎」とされる難民の地位に関する条約第1条の定義によれば、「難民」とは、少なくとも自国の外にあり、国籍国(または無国籍者である場合、かつての常居所国)の保護を受けていない人である。そのため、「難民」は「国民」の鏡像として認識されることも少なくないが、同時に各国には、その成員資格を条件づける広範な権限が与えられている。その権限が多様に行使される結果、「国民」の認識も多岐に分かれていくことになる。この成員資格＝「国民」を条件づける各国の広範な権限が、反転して、国際法における「難民」の認識をも多様化させ、ひいては国際社会の協力を可能にする認識の一致を阻害しているのではないかと疑われた。

(2) では、なぜ戦間期の理論と実行に沈潜することとしたか。その理由は二つあった。第1に、そもそも各「国家」(State, État)にその成員資格＝「国民」性＝国籍(nationality, nationalité)を条件づける広範な権限が与えられているという認識は、歴史的に不動ではなく、1930年のハーグ国際法法典化会議における議論を画期として定着したものであった。それ以前、たとえば第一次大戦後の講和諸条約では、戦勝国が敗戦国の成員資格を極めて詳細に条件づけており、戦間期に「国民」概念は激しく揺れ動いていたからである。そして、その動揺は、講学上「国民性＝国籍の原理」(le principe des nationalités)論と呼ばれる論点に投げられ、L. Le Fur や J. Kunz、R. Redslob らによって活発に議論されていた(See e.g. L. Le Fur, Races nationalités états, (F. Alcan, 1922); J. Kunz, Die völkerrechtliche Option (F. Hirt, 1925 (Bd. 1); 1928 (Bd. 2)); R. Redslob, Le principe des nationalités, (Sirey, 1930))。「国民」は、戦間期当時の国際秩序を語る上で最も重要な概念の一つであり、それはその前後のいかなる時代にもこの時代以上に熱を帯びて議論されてこなかった。

第2に、戦間期は「難民」に関する国際法の規律が始められた時期でもあったからである。具体的かつ最も直裁的には、1921年2月、赤十字国際委員会(ICRC)代表 G. Ador が、国際連盟理事会に宛て、ロシア革命から生じた大規模な流出に対して行動を執るよう請願を送付したことを契機としていた。その請願のなかで「難民」は、「国際法に承認されたいずれの法的組織によっても保護されていない人」と言い換えられており、1926年の取極により国際文書に初めて

「難民」の定義が規定されて以後、1928年の取極、1933年の条約、1938年の条約等、一貫して本国との紐帯が断たれ、いずれの法的組織によっても保護されていない事実が「難民」該当性の要件とされ続けていた。その「難民」に対して当時執られた様々な措置は、何が「解決」とみなされるかも示唆していた。こうした実行の展開に対応し、戦間期の国際法学において「難民」をめぐる主要争点は、すべての「難民」は「無国籍者」であるか否かという点にあった（たとえば、M.L.J. Rubinstein は、すべての「難民」は「無国籍者」であると肯定し、R.Y. Jennings は、否定していた。M.L.J. Rubinstein, “The Refugee Problem”, *International Affairs*, Vol. 15, No. 5 (1936), pp. 716-734; R.Y. Jennings, “Some International Law Aspects of the Refugee Question”, *BYIL*, Vol.20, (1939), pp. 98-114)。

以上の理由から、①「難民」概念と「国民」概念との連関に着目し、②戦間期の理論と実行に沈潜して検討を加えた。

4. 研究成果

本研究は、当初、上記 L. Le Fur (1922) や J. Kunz (1925)、R. Redslob (1930) らの「国民性＝国籍の原理」論の読解を行った上で、そうした読解を通じて見出された不足に応じ、外国（特にフランスを予定）における資料・文献収集を行うことを予定していた。しかし、感染症の流行に伴い、それらの収集のための渡航が不可能となり、一部計画の変更を余儀なくさせられた。具体的には「国民性＝国籍の原理」論から出発することを断念し、それに代え、戦間期国際法学の「難民」論に19世紀の「住民」(incola) 論が参照されている事実から出発することとした。

そうして、まず、本研究の成果には「難民の国際的地位と人格」『東北ローレビュー』第5号(2020年)が挙げられる。同論文では、戦間期国際法学の「難民」論において19世紀の「住民」(incola) 論が参照されている事実に着目し、国際法によって難民の地位が規律されている理由が、その深部において人格の承認如何に対する19世紀フランス市民法学の関心に連なっていることを明らかにした。

その「住民」(incola) 論によれば、帰国しない意思(心素)と外国への移住(体素)とによって社会契約は破棄される。そのように社会契約を破棄した人は、もはやその国の成員とはみなされず、自国領域に移住してきた人もかつての居住国の成員とはみなされない。しかし、かといって、その人をあらゆる法の外に置くことはできない。つまり「民事死亡＝生き物としては生きているが、法において死んでいるもの」(mort civilement) として扱うべきではない。ならば、「その人格は、その行為とともに、居所国の法令に服さなければならない」とされていた(Jean Baptiste Victor Proudhon, *Traité sur l'état des personnes et sur le titre préliminaire du code civil*, 3e éd, par Claude-Denis-Auguste Valette (V. Lagier, 1842), pp.193-194)。

また、その人に付与される「住民権」(droit d'incolat) は、出生と帰化から生じる「市民権」(droit de cité) に対して、居住から生じるとされていた。「市民権」のように諸権利を完全に取得するのではないが、完全に剥奪されるのでもなく、その中間で、「純粋に人格的な諸権利」(les droits purement personnels) をそれに伴って取得する。さもなければ、「せっかく隷属状態を脱しても、自由の国のなかで依然として農奴であることになってしまう」からである(*Ibid.*, pp.190, 193)。

この「住民」(incola) 論が、戦間期に次のように援用された。すなわち、まず、①ロシア革命に伴い自らも国籍を剥奪された外交官・法学者たちが、国際連盟難民高等弁務官の下に設置された「民間団体諮問委員会」に参集し、新たな居所国で旧ロシア帝国臣民に旧ロシア帝国の民法(SOVD Zakanov)を適用すること、自分たちの代表資格の承認を継続することを求めた。これに対し、②フランスの外交官・法学者たちの強い影響の下で起草された国際取極は、居所国の民法の適用と難民高等弁務官による代表資格の代行を規定しようとした(その企図は「ロシア難民およびアルメニア難民の法的地位に関する取極」(1928年)第1条と第2条に結実した)。この②の文脈で、19世紀市民法学の(とくに J-B-V. Proudhon と C-D-A. Valette による)「住民」(incola) 論が、国際取極の規定を正当化する方向で援用されていたのである。

その重要な一面を切り取っていえば、難民の地位が国際法によって規律されたのは、「法の外にある人を法の内に入れ直すため」であった。それがなければ、法体系のうちに「法の外にある人」を放置してしまうこととなる。このような「解決」と「問題」の認識は、本研究の計画が当初予定した「国民性＝国籍の原理」から出発したものとは異なるが、①「難民」概念と「国民」概念との連関に着目し、②戦間期の理論と実行に沈潜して検討を加えてはじめて見出すことができたものである。ただ、それも法の外に人を放置しない国家群からなる国際秩序を志向した点で一つの国際秩序構想であり、そのようにして現代の「国際難民保護体制の基礎」は形成されたと解釈することができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 加藤雄大	4. 巻 10
2. 論文標題 北朝鮮を出身として韓国に在留を認められている人の難民該当性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 難民研究ジャーナル	6. 最初と最後の頁 140 - 144
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 加藤雄大	4. 巻 48
2. 論文標題 ミャンマー・カチン族出身者の難民該当性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 1-4
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 加藤雄大	4. 巻 20
2. 論文標題 難民の国際的地位と人格	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東北ローレビュー	6. 最初と最後の頁 189-213
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 加藤雄大	4. 巻 8
2. 論文標題 在留資格を正規化する可能性の法的評価	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 難民研究ジャーナル	6. 最初と最後の頁 159-166
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 加藤雄大
2. 発表標題 戦間期における「難民の地位」概念の形成
3. 学会等名 九州国際法学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

「〔書評〕川村真理『難民問題と国際法制度の動態』（信山社,2019年）」

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------